

原議保存期間1年未満
(令和3年11月3日まで)

警視庁警務部人事第一課長 殿
各道府県警察本部警務部長

事務連絡
令和2年12月4日
警察庁長官官房調査官

令和3年秋の褒章候補者の推薦要領について

見出のことについては、「令和3年秋の褒章候補者等の推薦について」(令和2年12月4日付け警察庁丙首人発第86号)により通知したところであるが、推薦に当たっては、別紙「令和3年秋の褒章候補者の推薦要領」に基づき、候補者を選考の上、推薦されたい。

【本件担当】

警察庁長官官房人事課表彰係

■警部 (■-■)

別紙

令和3年秋の褒章候補者の推薦要領

1 褒章候補者及び推薦基準

(1) 藍綬褒章

- ア 交通安全功績者 ~ 別添1参照
- イ 防犯功績者 ~ 別添2参照
- ウ 自動車運転者教育功績者 ~ 別添3参照
- エ 犯罪被害者支援功績者 ~ 別添4参照

(2) 黄綬褒章

- ア 警察犬指導業務精励者 ~ 別添5参照
- イ 自動車運転業務精励者 ~ 別添6参照

(3) 緑綬褒章

- 社会奉仕活動功績者 ~ 別添7参照

2 推薦手続

(1) 推薦期限

令和3年3月1日(月)

(2) 推薦関係書類 (正本1部、副本1部の計2部)

- ア 褒章審査票
- イ 功績調書
- ウ 履歴書
- エ 刑罰等調書
- オ 無事故無違反証明書 (自動車運転業務精励者のみ)
- カ 戸籍抄本及び住民票 (戸籍抄本の附票でも代替可)
- キ 各種活動年別月別活動回数調査表 (自動車運転者教育功績者を除く。)
- ク 他の模範となる事績 (自動車運転者教育功績者のみ)
- ケ 発明・改良等の特記すべき事項 (警察犬指導業務精励者のみ)
- コ 団体(企業)の規模及び事業概況等調
- サ 会社の経営状況等
- シ 団体役員名簿及び規約 (定款・会則等)
- ス 栄典関係協議書
- セ 栄典の受章環境について検討を要する候補者事前連絡

3 推薦上の留意事項

- (1) 候補者の推薦に当たっては、役職や年齢にとらわれることなく、真に功績が顕著な者を選考することとし、功績が同等である場合は高齢者を優先して推薦すること。
- (2) 候補者は原則として現職とするが、既に退職した者であっても、退職後の経過年数によっては推薦可能となる場合があることから、既に退職した者を推薦する場合は、事前に連絡すること。
- (3) 褒章を受章した場合、受章後5年を経過しなければ、再度の褒章及び叙勲は受章できず、また、受章後5年を経過した場合であっても、褒章受章時に評価の対象と

なった事績以外の評価できる顕著な功労がなければ、再度の褒章及び叙勲は受章できないことから、候補者の年齢や功績等を考慮し、叙勲の可能性について十分に検討の上、推薦すること。

また、関係機関と調整を行わないまま候補者を推薦し受章が決定すると、警察以外の機関が5年以内に褒章又は叙勲の推薦を予定していた場合、褒章については受章が不可能となり、叙勲については受章時期が遅れるだけでなく、受章機会を失わせることもあり得ることから、候補者の経歴や表彰歴等については、警察関係のみならず全般にわたり調査（消防団員歴の有無は必ず確認）し、関係機関との協議を経て、関係機関に係る功績での褒章・叙勲の可能性についても十分に検討の上、推薦すること。

(4) 候補者並びに同人の過去及び現在の勤務先企業・所属団体等について、栄典環境に関する調査を徹底し、下記に該当する場合は、事前に連絡すること。

ア 候補者又は候補者の関係する法人等について、

- ・ 刑罰を受けた場合
- ・ 警察等の取調べを受けた場合
- ・ 所得税法、法人税法等に基づく重加算税を賦課された場合
- ・ 独禁法に基づく調査、審決、命令等を受けた場合
- ・ 許認可取消、営業停止等の行政処分を受けた場合
- ・ 訴訟が継続中である場合
- ・ 不祥事等について報道があった場合
- ・ 事故を起こした場合
- ・ 懲戒処分を受けた場合
- ・ 法人等の経営状況に問題がある場合
- ・ 暴力団員等との関係が疑われる場合
- ・ 破産宣告又は破産手続開始決定を受けた場合
- ・ その他栄典の受章環境について検討が必要と思われる場合

イ 過去に賞勲局の審査（叙勲を含む。）段階で取下げ又は辞退等した者を再度推薦する場合

ウ 他の功績で褒章を受章している者を再度推薦する場合

エ 交通違反、前科、前歴等のある者を推薦する場合

なお、自動車運転業務精勵者については、交通違反があれば経過年数に関係なく受章資格を失うので注意すること。

(5) 生存者叙勲を受けたことのある者は、推薦しないこと。

(6) 現職公務員を推薦する場合は、事前に連絡すること。

(7) 推薦基準において、「〇年以上引き続いて、毎月1回以上、通算〇回以上」等の規定があるものについては、活動回数が〇回の月が1月でもある場合は、原則として基準外となるが、手術入院等のやむを得ない事由により一時的に活動を中断したにすぎない場合は、活動年数及び活動回数等を勘案して推薦可能となることもあるので、該当する候補者がいる場合は、事前に連絡すること。

4 緑綬褒章候補者の発掘及び積極的な推薦

全国には、学童保護立番等の警察関係功績に係る社会奉仕活動を行っている者は少なくないと考えられることから、

- ・ 交番勤務員や防犯連絡所、自治会役員等からの情報
- ・ 署長感謝状の交付状況
- ・ 交通、地域、防犯等の団体の表彰状況
- ・ 都道府県、市町村等の表彰状況

等を参考に、警察関係功績に係る社会奉仕活動を積極的かつ長期的に行っている個人又は団体の発掘に努めること。

なお、緑綬褒章の推薦に当たっては、警察庁長官表彰を受けた者が要件となるため、未受賞の候補者がいる場合は、事前に連絡すること。

交通安全功績者に対する褒章推薦基準

交通安全功績者に対する藍綬褒章の推薦は、次の要件を充足する者を対象とする。

- 1 20年以上引き続いて、毎月1回以上、通算360回以上にわたり交通安全活動を行った者であること。
- 2 警察署単位以上の交通安全協会の役員（会長、副会長及び理事をいう。）として20年以上在職した者であって、そのうち県単位以上の交通安全協会の役員（会長、副会長及び理事をいう。）として10年以上在職した者であること。
- 3 交通安全功労者として警察庁長官表彰以上の表彰（（一財）全日本交通安全協会会長との連名表彰である交通栄誉章緑十字金章を含む。）を受けた者であること。

- 上記1中の「交通安全活動」の具体例は、
 - ・ 団体運営活動（総会、検討会、講演等への出席）
 - ・ 交通安全教室（安全運転教室等の実施）
 - ・ 交通安全広報（パンフレット配付等の啓蒙活動）等をいう。
 - 上記2において、
 - ・ 北海道警察の方面本部単位の交通安全協会は、県単位以上の交通安全協会
 - ・ （財）大阪府交通安全協会の評議員は、理事相当
 - ・ 支部長については、支部の活動範囲が警察署の管轄区域以上であれば、警察署単位の交通安全協会の役員とみなすものとする。

防犯功績者に対する褒章推薦基準

防犯功績者に対する藍綬褒章の推薦は、次の要件を充足する者を対象とする。

- 1 30年以上引き続いて、毎月1回以上、通算720回以上にわたり防犯活動を行った者であること。
- 2 防犯協会傘下の団体の役員として1年以上在職した者であること。
- 3 防犯功労者として警察庁長官表彰以上の表彰 ((公財)全国防犯協会連合会会長との連名表彰である防犯栄誉金章を含む。) を受けた者であること。

- 上記1中の「防犯活動」の具体例は、
 - ・ 防犯診断活動、防犯広報
 - ・ 防犯パトロール
 - ・ 青少年に対する健全育成運動等をいう。
- 上記2中の「防犯協会傘下の団体」とは、防犯協会の支部等に限らず、少年補導員連絡協議会、防犯指導員連絡協議会、地域安全推進協議会、地区少年警察ボランティア連絡協議会等の防犯協会と関連を有する団体も該当する場合があるが、いずれも警察署単位以上の団体とする。
- 上記2中の「防犯協会傘下の団体の役員」とは、当該団体の規約等に規定する役員をいう。
- 少年補導員の場合は、防犯栄誉金章を受けた者とする。

別添3

自動車運転者教育功績者に対する褒章推薦基準

自動車運転者教育功績者に対する藍綬褒章の推薦は、次の要件を充足する者を対象とする。

- 1 指定自動車教習所協会の役員（会長、副会長及び理事をいう。）として、全国団体においては15年以上、都道府県団体においては20年以上にわたり、在職した者であって、次の各号のいずれかに該当するもの
 - (1) 全国団体の会長として在職した者
 - (2) 3年以上、全国団体の副会長として在職した者
 - (3) 3年以上、都道府県団体の会長として在職した者
 - (4) 5年以上、都道府県団体の会長又は副会長として在職した者。ただし、1年以上会長として在職した者に限る。
- 2 「公衆の利益を興した者」として、他の模範となる事績を有していること。
- 3 自動車教習功労者として警察庁長官表彰 ((一社)全国指定自動車教習所協会連合会会長との連名表彰である教習功労者表彰を含む。) を受けた者であること。

○ 上記2中の「他の模範となる事績」とは、指定自動車教習所協会の役員として行った自動車運転者教育や交通安全に資する取組等をいい、更に、その内容が他の指定自動車教習所協会の手本となったような事績をいう。

犯罪被害者支援功績者に対する褒章推薦基準

犯罪被害者支援功績者に対する藍綬褒章の推薦基準は、次の要件を充足する者を対象とする。

- 1 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定するものをいう。）に所属する犯罪被害相談員又は犯罪被害者直接支援員として、おおむね20年以上、おおむね毎月1回以上、通算360回以上にわたり犯罪被害者支援活動を行った者であること。
- 2 犯罪被害者支援功労者として警察庁長官表彰以上の表彰（（公社）全国被害者支援ネットワーク理事長との連名表彰である犯罪被害者支援功労者表彰を含む。）を受けた者であること。

- 上記1中の活動実績については、「犯罪被害者等早期援助団体に所属する犯罪被害相談員又は犯罪被害者直接支援員として」とあるが、被推薦者の所属する団体が犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けた日以降の活動実績に限るものではなく、当該団体が犯罪被害者等早期援助団体の指定を受ける以前の活動実績を含めることも可能とする。
- 上記1中の「犯罪被害者支援活動」の具体例は、
 - ・ 相談業務（電話相談、面接相談）
 - ・ 直接的支援業務（病院・警察・裁判所等への付添、裁判の代理傍聴、各種手続きの手伝い、日常生活の支援など）
 - ・ 相談・直接的支援補助業務
 - ・ 広報・啓発活動
 - ・ 犯罪被害相談員等への研修等をいう。

警察犬指導業務精励者に対する褒章推薦基準

警察犬指導業務精励者に対する黄綬褒章の推薦は、次の要件を充足する者を対象とする。

- 1 (公社)日本警察犬協会の公認一等訓練士長又はそれと同等の実績を有する者であること。
- 2 警察犬活動の実績歴が20年以上あり、嘱託警察犬の出動歴が通算して300回以上あること。
- 3 警察犬活動における発明・改良等の特記すべき事項があること。
- 4 警察犬活動により警察庁長官表彰を受けた者であること。

- 上記2中の「嘱託警察犬の出動歴」の具体例は、警察犬を使役した、
 - ・ 臭気選別活動
 - ・ 足跡追求活動
 - ・ 警戒活動
 - ・ 地域捜索活動
 - ・ 爆発物探知活動等をいう。
 - 上記3中の「発明・改良等の特記すべき事項」とは、警察犬の新たな活用方法の発明や指導方法の改良等をいい、更に、その内容が他の警察犬指導者の手本となったような事項をいう。

自動車運転業務精励者に対する褒章推薦基準

自動車運転業務精励者に対する黄綬褒章の推薦は、次の要件を充足する者を対象とする。

- 1 業務（生業）の遂行と自家用自動車の運転が一体の関係にあるような業務に従事する者であること。
- 2 交通安全活動の実践歴が30年以上ある者であること。
- 3 優良運転者として交通栄誉章緑十字金章を受けた者であること。
- 4 道路交通法違反歴がない者であること。

- 上記1中の「業務の遂行と自家用自動車の運転が一体の関係にある」とは、通勤のための運転や酒屋の従業員が配達のために運転するような場合ではなく、企業役員の専属運転手や企業の配送係等をいう。また、「自家用自動車」であることを要件とするため、タクシー運転手等は含まないものとする。
 - 上記2中の「交通安全活動」の具体例は、交通安全功績者の場合と同様とする。

社会奉仕活動功績者に対する褒章推薦基準

社会奉仕活動功績者に対する緑綬褒章の推薦は、次の要件を充足する者を対象とする。

- 1 自ら進んで社会に奉仕する活動（以下「社会奉仕活動」という。）に現在も従事していること。
- 2 直近25年間において社会奉仕活動に年24回以上従事した年がおおむね20年以上あること、又は、10年以上引き続いて年100回以上の社会奉仕活動に従事していること。ただし、団体については、20年以上引き続いて社会奉仕活動に従事していること。
- 3 社会奉仕活動により警察庁長官表彰を受けた者であること。

- 上記1中の「社会奉仕活動」とは、原則として「官」が関与していない無報酬活動をいい、過去の受章事例としては、
- ・ 学童保護立番（小学校通学路において、児童の交通誘導等を実施）
 - ・ 街頭地理案内（繁華街の交番前において、地理案内を実施）
 - ・ 環境美化活動（自宅近辺から地元警察署前までの道路清掃を実施）
- がある。
- 上記2中の活動回数については、原則として「年24回以上」又は「年100回以上」を基準とするが、基準以下でも回数により推薦可能となる場合があることから、推薦する場合は、事前に連絡すること。